

介護職員初任者研修課程
学則

(運営規定)

株式会社福島福祉カレッジ福島校

(研修事業者の名称・所在地)

第1条 この研修は、次の事業者が実施する。

- (1) 名称 株式会社 福島福祉カレッジ福島校 (以下「当社」という。)
- (2) 所在地 福島県福島市飯坂町湯野字銚子口4-1-1

(研修事業の名称及び課程)

第2条 次の研修事業 (以下「研修」という。) を実施する。

- (1) 名称 福島福祉カレッジ福島校介護職員初任者研修養成講座
- (2) 実施課程 介護職員初任者研修課程 130時間
- (3) 形式 通信形式

(開講目的)

第3条 高齢社会が進む中、高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護職員として介護サービスに従事しようとするものを対象にした基本的職業教育であり、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な知識と技術等を身に付けた専門職を育成することを目的とする。

(研修期間)

第4条 令和4年4月2日～令和4年7月9日 (土曜日コース)

(研修日程及び講師氏名)

第5条 研修日程、講師一覧 (研修日程表参照)

(研修実施場所)

第6条 研修を実施するために使用する会場は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 福島県福島市飯坂町湯野字銚子口4-1-1

(実習について)

第7条 実習は実施しないものとする。

(教科用図書)

第8条 研修において使用する教科用図書は次を選定する。

「介護職員初任者研修テキスト」

出版社：中央法規出版株式会社

(受講資格)

第9条 研修の受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 研修修了の意思がある者とする。
- (2) 全講座出席が可能な15歳以上の方
- (3) 募集人数は10名とする。

(受講手続き及び本人確認の方法)

第10条 (1) 受講手続き

- ・受講希望者は、株式会社福島福祉カレッジ福島校 介護職員初任者研修の申込書に記入の上、WEB、FAX、郵送で申込みをする。
- ・受講決定者には受講証ならびに受講案内を送付する。
- ・受講決定者は受講料を期日までに振込みか事務所まで直接お支払いをする。
- ・応募は受講定員になり次第締め切りとする。

(2) 本人確認の方法

- ・初回受講時に本人であることを確認できる運転免許証、健康保険証などで確認を行います。

(受講料金及び受講料支払方法)

第11条 受講者が負担する費用は、次のとおりとする。なお、研修開始後は、いかなる理由がある場合においても、受講料及びテキスト代の返金はできないものとする。

(1) 受講料及びテキスト代は次のように定める

受講者負担は60,000円とする。(テキスト含む)

- (2) 本養成講座は、受講生が指定する送付先に対して、受講金額の合計額の請求書及び明細書を送付又は手渡し、受講生は本養成講座に対し当該合計金額を受講開始前日までに振込みまたは事務所まで直接支払うものとする。

(受講の取り消し及び料金の返金の有無)

第12条 (1) 受講の取消し

- ・意欲が著しく欠ける者、遅刻、欠席が多く修了の見込みがないと認められる者
- ・研修運営を妨げる行為等について再三の指導にも関わらず、これに従わない者については当社において受講を取り消しとする。

(2) 受講料の返金

- ・受講開始前の解約はテキスト代5,500円のみのお支払いとする。
- ・受講開始後の解約において受講料の返金はしないこととする。

(研修修了の認定方法)

第13条 課程の修了は研修長が認定する。研修長が修了を認定した者については修了証明書を授与する。研修修了認定については、次のとおりとする。

- (1) カリキュラムを全て履修した者を修了認定とする。
- (2) 通信課題が合格点(7割以上)に達していること。
- (3) 介護技術の習得が講師により評価されていること。
- (4) 修了評価が合格点(7割以上)であること。

尚、研修の修了年限は8ヶ月以内とする。

修了評価方法：別紙参照

(欠席、遅刻及び早退の取扱)

第14条 130時間受講することが修了の要件となり、少しでも遅刻及び早退した場合は欠席となる。

欠席した項目については補講を受けることとする。

(補講)

第15条 講義を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 欠席した講義は、次回開催研修以降の対象講義を履修又は、別途設定した対象講義を受講することにより、修了認定とする。

(2) 当社が実施する補講は1時間につき2,500円とする。

(課程編成責任者)

第16条 氏名：後藤 千加 役職：代表取締役

(法人の苦情相談窓口及び事業所の苦情相談窓口・連絡先)

第17条 氏名：後藤千加 役職：代表取締役

所属名：株式会社 福島福祉カレッジ福島校 介護職員初任者研修部

連絡先：090-7069-7035

(研修の中止又は延期)

第18条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は、延長の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

(募集方法)

第19条 本養成講座は受講生を募集するにあたり、チラシによる広告、ホームページ等で募集を行うこととする。

(修了証明書の再発行)

第20条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者本人の申し出により再交付とする。尚、受取は原則ご本人が来所し、お渡しとする。

(その他必要な事項)

第21条 受講希望者が3名を下回った場合、講座を開催しない場合もあります。

その際には、受講希望者に説明を行い、次回開催予定の講座案内をいたします。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は当社がこれを定める。

(附則)

第23条 この学則は、福島県知事の指定日より施行する。